

島根県医師会経理規程

第1章 総 則

第1条 この規程は島根県医師会（以下「本会」という。）の経理事務を統一的に処理し、本会の財政状態及び事業の成果を明らかにし、会務運営、事業能率の向上を図ることを目的とする。

第2条 経理事務の処理は本会定款に定める以外はこの規程に定めるところによる。ただしこの規程に定めのない事項については会長の指示によるものとする。

第3条 経理事務の処理は複式簿記の定める諸原則を準用して行うものとする。

第4条 会計年度は本会定款第55条に定めるところにより毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第5条 各種事業及び各種部会等経理的統轄は本会経理担当理事において行う。

第6条 本会事務局に次の帳簿を備える。

- (1) 収支予算書
- (2) 決算報告書（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）
- (3) 証憑書（収入調書、支出調書）
- (4) 補助簿（出納簿、収入簿、支出簿、会費賦課台帳、固定資産台帳）
- (5) 総勘定元帳

第7条 経理処理は原則として証憑書によって行う。

第8条 経理処理は総て確実な証憑によらなければならない。

第9条 帳簿の誤記を訂正する場合は訂正部分を＝条の線により抹消して正当な数字又は文字を記載し、記帳担当者の認印を押すものとする。

第10条 経理関係書類の保存期間は次の通りとする。

- (1) 年度末決算財務諸表及び総勘定元帳 永久
- (2) 帳簿及び経理伝票・証憑 10年

前項の期間経過後も処分を行う場合は会長の承認を要する。

第2章 財 産

第11条 この規程で金銭とは現金及び預金をいう。現金には通貨の外、小切手、郵便為替証書、振替預金証書、支払通知書等を含む。

第12条 金銭の出納及び保管の責任者は経理担当理事及び事務局長とする。

第13条 金銭出納担当者以外の者が金銭を收受した場合は遅滞なく金銭出納担当者に納入しなければならない。

第14条 金銭の収入に対しては所定の領収書を発行交付する。領収書の用紙及び発行控は確実に保管しなければならない。

ただし、会員が指定する銀行において預金口座振替により収納した場合は、控除通知をもって領収書にかえることができる。

第15条 収入金は原則として遅滞なく金融機関に預け入れるものと摺る。

第16条 金銭の支払は関係担当理事の承認した証憑を添付した経理伝票により行うものとする。

支払いに対しては、必ず領収書等の確証を受け取らねばならない。ただし、金融機関を通じ口座振込支払いを行ったときは振込金受取書をもって領収書にかえることができる。

第17条 現金及び預金残高については、帳簿残高と実際残高を照合しその確実性を確かめなければならない。

第18条 緊急、その他の用途にあてるため小口資金を置くことができる。

第19条 金融機関取引に用いる登録印鑑は事務局長が保管し、預金払戻請求書の押印は事務局長が行う。

第20条 金融機関と取引を開始又は解除する場合は、予め会長の承認を要する。

第3章 業 務

第21条 金銭収入は授受により物品購入は検収確認により経理整理をおこなう。

ただし、会計年度末以外は金銭の支払いを要するものについては支払いにより整理を行うことができる。

第22条 重要な購買又は発注は少なくとも二者以上の見積をとり比較検討の上、理事会の決議を経て発注を決定する。

第23条 未収金等について回収が停滞し、又は不良化した場合は速やかにその対策を講じなければならない。

回収不能整理を行う場合はその理由を明らかにし稟議書により会長の決裁を要する。

第24条 この規程において固定資産とは建物、建物付属設備、構築物、什器備品、車輛、土地をいう。

第25条 固定資産を取得するには稟議書により会長の決裁を要する。

第26条 固定資産については毎会計年度毎に適正な減価償却を行う。

第27条 固定資産の廃棄、売却等を行うには稟議書により会長の決裁を要する。

第4章 予 算

第28条 本会は事業の計画的かつ能率的遂行を図るため、定款の定めるところにより予算制度を実施する。

2 予算執行において予算超過支出の必要を生じたときは、予算の流用、予備費の使用又は予算の補正を速やかに行わなければならない。

第5章 決 算

第29条 本会は毎会計年度末に決算を行う。

第30条 年度末決算はその年度の収入、支出の出納に関する事務処理完結後2ヶ月以内に次の書類を作成する。

(1) 決算報告書（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）

(2) その他、特定のもの

第31条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。